

# 高知県公報

発行  
高 知 県  
高 知 市 丸 ノ 内  
一 丁 目 2 番 20 号  
発 行 日  
毎 週 2 回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

規 則	ペー ジ
高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
生活保護法による医療機関の指定 (福祉指導課)	2
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 ( " )	2
生活保護法による指定施術機関の廃止の届出 ( " )	2
廃川敷地等が生じた件 (河川防災課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課)	2
告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (港 湾 課)	2
高知県収入証紙売りさばき人の代表者 (管理人) の職名及び氏名の変更の届出 (出 納 課)	2
公 告	
争議行為の予告 (雇用労働政策課)	3
6・16掲示 (都市計画課)	3
開発行為に関する工事の完了	3
高知県選挙管理委員会告示	
政治団体設立の届出	3
政治団体異動の届出	3
政治団体解散の届出	4
資金管理団体指定の届出	4
資金管理団体指定の取消しの届出	5
高知県人事委員会規則	
公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	5

## 規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

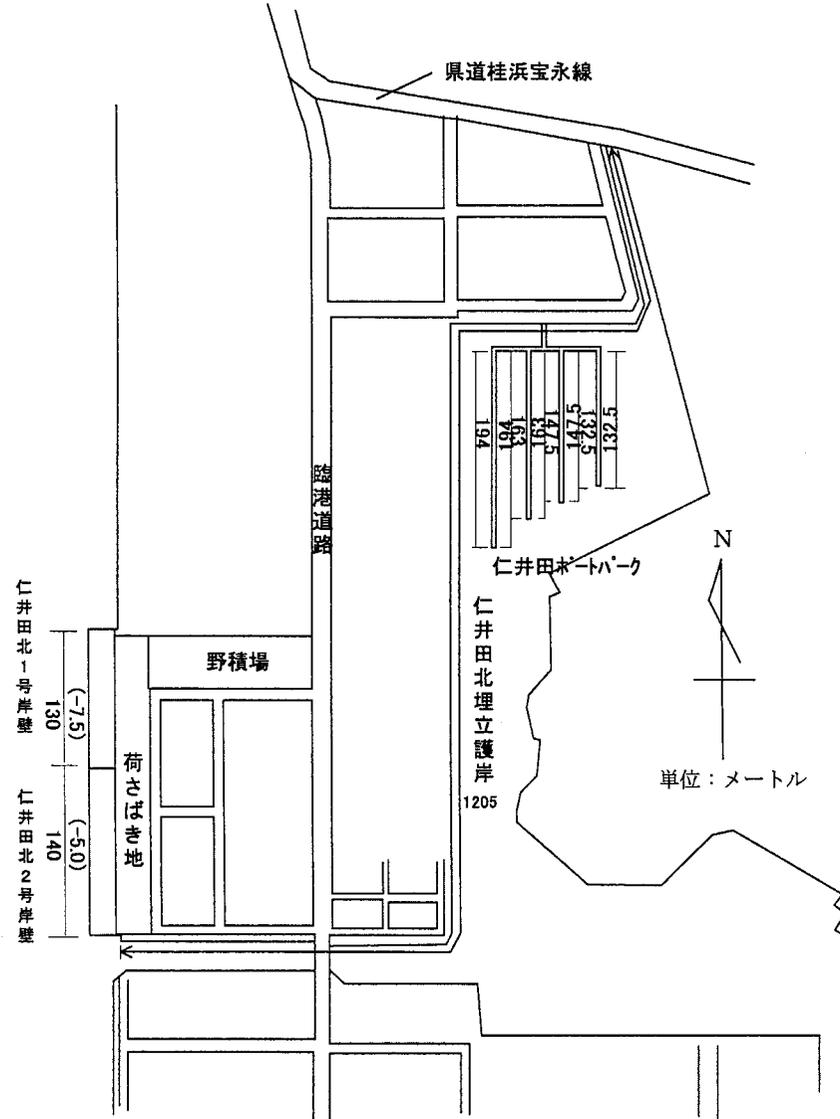
平成18年6月27日

高知県知事 橋本 大二郎

## 高知県規則第82号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則  
高知県港湾施設管理条例施行規則 (昭和29年高知県規則第51号)  
の一部を次のように改正する。  
別表第2の別図1の7を次のように改める。

別図1の7 高知港仁井田ポートパーク等の区域図 (高知市仁井田朝日ヶ丘地区)



附 則  
この規則は、平成18年8月1日から施行する。

告 示

高知県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成18年6月27日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称 所 在 地 指定年月日  
こばな薬局 香美市土佐山田町百石町1-6 平18・5・1  
- 14

高知県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成18年6月27日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称 所 在 地 廃止年月日  
こばな薬局 香美市土佐山田町東本町5-2 平18・4・30  
- 22

高知県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成18年6月27日

高知県知事 橋本 大二郎

施術者氏名	施術機関の名称	所在地	廃止年月日
千種 泰子	千種接骨院分院	高岡郡佐川町乙2157-5	平成18年3月28日

高知県告示第494号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川防災課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年6月27日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 河川の名称  
二級河川国分川水系二支薊野川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成18年6月27日

3 廃川敷地等の位置  
左岸 高知市薊野字中神母ノ木119番4

4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 4.93平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に高知県知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第495号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年6月27日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 須崎市西町  
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	須崎市下分字センダンノ上	甲1799
2	” ” ”	甲1788
3	” ” ”	甲1787
4	” ” ”	”
5	” 西町二丁目	42
6	” 下分字センダンノ上	甲1786-1
7	” 西町二丁目	44
8	” 下分字土田	甲186-12

- (2) 区域  
標柱1から8までを順次に直線で結んだ線及び標柱8と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

- 2 高岡郡津野町大古味  
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
------	-----	----

1	高岡郡津野町北川字日野地	4215-2
2	” ” ” ”	4215-1
3	” ” ” ”	8385
4	” ” ” ”	8388
5	” ” ” ”	8403
6	” ” ” ”	8414
7	” ” ” ”	4165-1
8	” ” ” ”	4214-6

- (2) 区域  
標柱1から7までを順次に直線で結んだ線、標柱7と8を町道大古味線に沿って結んだ線及び標柱8と1を国道439号に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第496号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成18年8月1日から施行する。

平成18年6月27日

高知県知事 橋本 大二郎

表高知港の項中

「

545	-
-----	---

」を「

1,274	-
-------	---

」に改める。

高知県告示第497号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の職名及び氏名の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成18年6月27日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市本町五丁目3-20  
財団法人高知市町村職員互助会  
理事長職務代理者  
副理事長 浜田 純

(変更後) 高知市本町五丁目3-20  
財団法人高知市町村職員互助会  
理事長 浜田 純

2 変更年月日  
平成18年5月29日

-----  
公 告  
-----

平成18年6月13日付けをもって健保労組高知病院支部支部長川野雄生から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成18年6月16日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

1 事件

- (1) 夏季一時金について
- (2) 夏期休暇について
- (3) その他の要求について

2 日時

平成18年6月24日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

3 場所

厚生年金高知リハビリテーション病院内の全職場及び敷地

4 争議行為の概要

3の場所の全体又は一部において、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員の配置には配慮する。



都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年6月27日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成18年5月30日 18高都計第155号	吾川郡春野町西分字 法師分2900 - 3	高知市朝倉己120 - セジュールOK ・ B 103号 中山 晃利

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成18年6月27日  
高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜  
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大坪優子後援会	大坪 優子	浜田 久米男	安芸市土居1747 - 5	平18・5・9
梶原大介介政会	瀬川 幸夫	瀬川 綾	香南市野市町東野158	平18・5・12
梶原大介後援会	梶原 大介	瀬川 綾	香南市野市町東野158	平18・5・12
香美にろう会	黒岩 直良	山本 算義	香美市香北町美良布1017 - 8	平18・5・22
黒岩直良後援会	山崎 勲	山本 算義	香美市香北町美良布1017 - 8	平18・5・22
かわさき雅文後援会	香川 康之	宇賀 直樹	高知市天神町13 - 21	平18・5・23
安芸友みゆき後援会	安芸友 幸	黒岩 幸子	安芸郡芸西村和食甲2219 - 2	平18・5・25
織田秀幸後援会	織田 秀幸	織田 和久	香美市土佐山田町百石町一丁目3 - 32	平18・5・26

門田誠後援会	岡林 友一	門田 禎三	高岡郡越知町越知甲2275 - 1	平18・5・29
高橋丈一後援会	高橋 丈一	織田 敦子	高岡郡越知町越知甲1518 - 16	平18・5・29
武智龍後援会	山中 嘉寿馬	武智 多津	高岡郡越知町越知甲2076 - 1	平18・5・29

高知県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成18年6月27日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

政党

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知市土佐町支部	異動なし	池田 洋光	高岡郡中土佐町久礼98	平18・5・8
異動後			本井 康介	高岡郡中土佐町久礼6341 - 9	
異動前	自由民主党高知市介良支部	中島 覚	異動なし	高知市介良丙29	平18・5・8
異動後				竹内 範明	
異動前	自由民主党高知県高	異動なし	井口 昇	異動なし	平18・5・11

異動後	知市第二支部		林 壮吉		
異動前	自由民主党大月町支部	米島 輝明	異動なし	幡多郡大月町柏島86	平18・5・26
異動後		安田 廣			
異動前	自由民主党室戸市支部	植田 壮一郎	谷口 耕一	室戸市室津浜田2402-2	平18・5・26
異動後		吉本 眞介	鈴木 彬夫	室戸市元甲2004-1	

その他の政治団体

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	仮谷進博後援会	中嶋 慶喜	浜田 勝良	異動なし	平18・5・10
異動後		浜田 勝良	下城 利子		
異動前	新時代蒼生の会	異動なし	井口 昇	異動なし	平18・5・11
異動後			林 壮吉		
異動前	三石文隆後援会	異動なし	井口 昇	異動なし	平18・5・11
異動後			林 壮吉		
異動	黒岩直	野島 民	異動なし	香美郡香	平18・5・

前	良後援会	雄		北町美良布1017-8	19
異動後		山崎 勲		香美市香北町美良布1017-8	
異動前	比与森光俊後援会	異動なし	異動なし	香美郡土佐山田町西本町一丁目5-1	平18・5・26
異動後				香美市土佐山田町西本町一丁目5-1	
異動前	山本けんせい後援会	山本 賢誓	異動なし	異動なし	平18・5・26
異動後		山本賢誓後援会			

高知県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成18年6月27日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
自由民主党高知市鏡支部	高知市鏡横矢315	西川 勝三	解散	平18・5・12
池本もり	南国市篠原1017	橋田 雅猪	解散	平18・

ひこ後援会					5・17
川村満海後援会	土佐郡土佐町田井1457	和田 稔満	解散		平18・5・17
黒岩直良後援会	香美市香北町美良布1017-8	山崎 勲	解散		平18・5・19
にろう会	香美市香北町美良布1017-8	黒岩 直良	解散		平18・5・19
和田啓作後援会	高岡郡佐川町乙1786-22	和田 隆寛	解散		平18・5・19
北沢和足後援会	四万十市具同5407	浜田 繁喜	解散		平18・5・23
吉本眞介後援会	室戸市室津2174-1	沢山 忠志	解散		平18・5・23
くにさわ広彦後援会	吾川郡春野町弘岡中57-25	松田 幸弘	解散		平18・5・24
宮崎工後援会	四万十市中村天神橋27	佐田 義知	解散		平18・5・24

高知県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成18年6月27日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
梶原 大介	高知県議会議員	梶原大介後援会	香南市野市町東野158	梶原 大介	平18・5・12

桑名 龍吾	高知県議会議員	桑名りゅうご後援会	高知市唐人町9-10	桑名 龍吾	平18・5・16
黒岩 直良	高知県議会議員	香美にろう会	香美市香北町美良布1017-8	黒岩 直良	平18・5・22
織田 秀幸	香美市議会議員	織田秀幸後援会	香美市土佐山田町百石町一丁目3-32	織田 秀幸	平18・5・26

高知県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。  
平成18年6月27日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
黒岩 直良	高知県議会議員	にろう会	香美市香北町美良布1017-8	黒岩 直良	平18・5・19

人事委員会規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第35号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年高知県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。  
別表第1 四万十市の項を削り、同表中

土佐清水市	議会事務局		局長	
	市長部局	本庁	副収入役 室長 課長 総務課長補佐 人事係長 秘書係長	
			福祉事務所	所長
			特別養護老人ホーム	園長
			支所	支所長
	教育委員会	事務局	教育長 課長	
		中央公民館	館長	
		小学校	校長 教頭	
	選挙管理委員会事務局	中学校	校長 教頭	
		選挙管理委員会事務局	局長	
農業委員会事務局		局長		
監査委員事務局	局長	局長		

を「

土佐清水市	議会事務局		局長
	市長部局	本庁	副収入役 室長 課長 総務課長補佐 人事係長 秘書係長

四万十市	福祉事務所	所長	
	特別養護老人ホーム	園長	
	支所	支所長	
	教育委員会	事務局	教育長 課長
		中央公民館	館長
		小学校	校長 教頭
	中学校	校長 教頭	
	選挙管理委員会事務局	局長	
	農業委員会事務局	局長	
	監査委員事務局	局長	
議会事務局	局長		
市長部局	本庁	課長 総務課長補佐 人事係長 秘書係長	
		総合支所	支所長 課長 総務課長補佐 総務課主監
		福祉事務所	所長
	幡多公設地方卸売市場	市場長	
	食肉センター	所長	
	病院	院長 事務局長 総看護長	
診療所	所長 事務局長 看護師長		

教育委員会	事務局	教育長 教育次長 課長
	西土佐事務所	所長
	図書館	館長
	小学校	校長 教頭
	中学校	校長 教頭
選挙管理委員会事務局		局長
農業委員会事務局		局長
監査委員事務局		局長
香美市	議会議務局	局長
市長部局	本庁	課長 総務課長補佐 財政課長補佐 福祉事務所長
	支所	支所長 課長
	出張所	出張所長
	ふれあい交流センター	所長
教育委員会	事務局	教育長 教育次長 課長
	学校給食センター	所長
	中央公民館	館長
	図書館	館長
	美術館	館長
	少年育成セ	所長

	インター	
	小学校	校長 教頭
	中学校	校長 教頭
選挙管理委員会		書記長
農業委員会事務局		局長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。